

ひとり立ちをするために

P10、11 クレジットカード

**学習目標** クレジットカードの仕組みを理解する。

「信用」と引き換えにクレジットカードが使えるようになると、手元に現金がなくても商品やサービスが手に入りますし、キャッシングでお金を借りることもできます。本当に必要なものか、支払はできるのかよく考えて利用するよう理解させます。

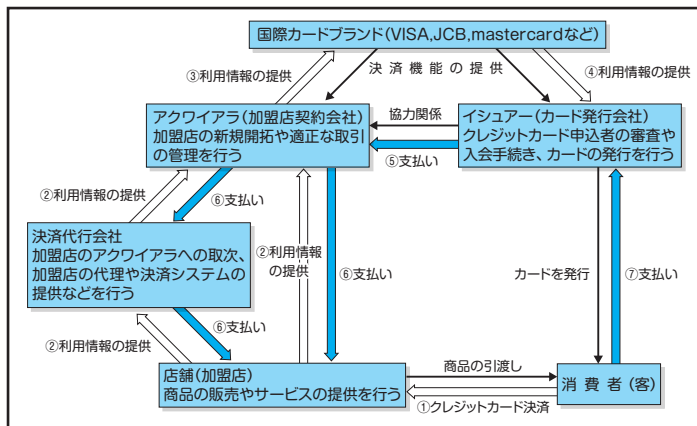
**クレジットカード** クレジットとは「信用」という意味

**冊子の事例** クレジットカードを手にした「けいちゃん」は「万能カード」のように現金がなくても洋服や靴を買い、旅行のためにキャッシングをした。請求書が届き高額であることに驚いている。

**クレジットカードの仕組み**

**三者間取引**(冊子P10 図参照)

取引の仕組みは、「消費者」、「店舗」、「クレジット会社」からなる**三者間取引**です。「消費者」は商品(サービス)を店舗から受け取り、後日、「店舗」に立替え払いをした「クレジット会社」に**手数料を上乗せして支払います**。ただし、最近は決済代行業者を介する取引も多くなっており、下の図のようになる場合もあります。



**クレジットカードを利用するには審査が必要です。**

「信用」とは一時的に立替えたお金を将来返してもらえる見込みがあることです。クレジット会社は、カード発行時、借入時、更新時に“指定信用情報機関”にクレジット債務、支払い履歴などを照会します。(P17 参照) 支払いができそうもない人にはクレジットカードは発行されません。また、一度発行されても滞納などがあると、更新されない可能性もあります。

**クレジットカードで利用できるのはいくらまで？**

ショッピングとキャッシングそれぞれに利用できる枠(利用可能額)が設定されています。

**ショッピング枠の利用可能額**

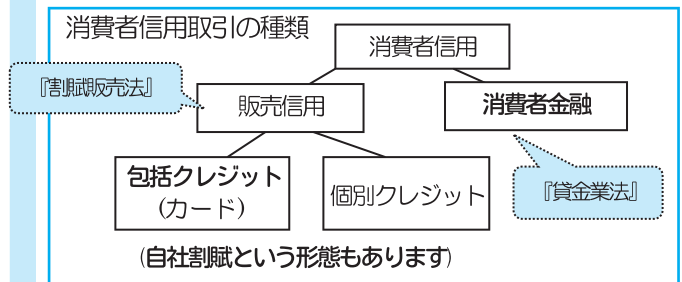
$$\text{支払可能見込み額} = (\text{年収} - \text{生活維持費} - \text{クレジット債務等})$$

$$\text{利用可能額} = \text{支払可能見込み額} \times 0.9$$

キャッシング枠の利用可能額についてはP18 総量規制参照

**データ**

クレジットカードの発行枚数は3億101万枚で、成人一人あたり2.9枚所有していることとなります(令和4年3月末時点 日本クレジット協会)



※クレジットカードにはショッピング機能(包括クレジット)とキャッシング機能(消費者金融)があります。

**包括クレジット**(包括信用購入あっせん)

商品やサービスを購入する際に、発行されたクレジットカードを提示し、サインや暗証番号の入力で決済する方法。限度額の範囲で利用できる。

**個別クレジット**(個別信用購入あっせん)

商品購入ごとに契約書を取り交わし利用する。  
 ・消費者は、販売店の不適切な勧誘や販売によりクレジット契約をした場合は、契約の取消しや解除を販売店とクレジット会社に申し出て、支払いを一時的に拒むことができます。これを、「**支払停止の抗弁権**」といいます。

**個別クレジットの規制** 『割賦販売法』

**対象**: 原則すべての商品、役務の取引  
 2ヶ月を超える支払いであれば1回払いでも対象

- ・クレジット会社は登録制で、行政が規制、監督しています。
- ・クレジット会社は加盟店である販売店が適切な勧誘や販売をしているか調査し、管理する責任があります。
- ・クーリング・オフによる契約解除をすると販売契約も同時に解除されます。

携帯電話やスマートフォンの機種代を分割で払っている人は、要注意!

支払いが遅れると“個人信用情報機関”に延滞情報が記録されます。(P17 参照)  
 今後、クレジットカードが作れなかったり、住宅ローンが組めなかったりするかも知れません。



### 《支払方法と手数料》

支払方法により手数料に違いがあり、手数料の差で支払総額はかなり変わります。(冊子P10参照)

### リボルビング払い

リボ払い専用カードや、後からリボ払いに変更できるものがあります。

- ①定額—利用残高に関わらず、毎月一定額を支払う(例：1万円)
- ②残高スライド定額—利用残高に応じ段階的に一定額を支払う(例：残高10万円まで—毎月1万円 20万円まで—毎月2万円 など)
- ③定率—利用残高の一定の割合を支払う (例：残高の10%)

メリット：利用回数が増えても毎月の**支払額(率)**は一定なので家計管理がしやすい。

デメリット：どこまで支払が済んでいるのかわかりにくい。  
**支払総額が多くなる。**

### 《クレジットカード利用の注意ポイント》 (冊子P11参照)

管理と利用の注意ポイントを確認したうえで、クレジットカードを利用するようにしましょう。

### クレジットカードの不正利用

#### フィッシング

クレジットカード会社を装ってメールを送り、偽のサイトに誘導し、クレジットカード番号などを入力させ情報を詐取る。

#### スキミング

会計時などにクレジットカードの情報を特殊な磁気装置で読み取られる。偽造カードが作られ利用される。

クレジットカード会社がメールでIDやパスワード、暗証番号、セキュリティコードを問い合わせることはないよ



クレジットカード会社の補償制度がありますので、覚えのない請求があれば、すぐにクレジットカード会社に届け、警察にも連絡します。

### 《個人情報情報機関》

事例1：ショッピングやキャッシングの支払いが約束の日に行かない状況が続いている。

事例2：クレジットカードの申込みをしたが作れなかった。自己破産したので事故情報が登録されたためか？

クレジットの契約をすると契約者の同意を得た上で、個人情報情報が「個人情報情報機関」に登録されます。

- ・個人を識別するための情報(住所・氏名・生年月日・電話番号)
- ・取引に関する情報(契約情報や返済状況)
- ・参考情報(自己破産や債務整理情報)などが記録されています。

支払いが遅れた場合には「延滞情報」として記録されます。

一定期間カードの利用を断られたり、クレジットカードが作れなかったり、住宅ローンが組めなかったりすることがあります。

クレジットカードの名義人に支払義務があります。

お金を貸すのと同じことと考え、安易なクレジットカードの作成や名前の貸与はせず、カードは絶対に貸さないようにしましょう。

事例：子どもが親のクレジットカードを勝手に使用してアプリゲームに高額な課金をした。

### リボルビング払いの一例

利用残高 40万円のリボ払い(手数料15%の場合) 目安の計算例

毎月の支払額	4万円	2万円	1万円
支払期間	約11か月	約2年	約4年8か月
手数料合計	約3万円	約6万3千円	約15万8千円

リボ払いは途中で支払額を増やすことができます。余裕ができたなら増額して支払うなど早めに完済するようにしましょう。

毎月5千円の定額リボだったので安心して次々買い物したら、払えないほどの残高になったというケースもありました。



### クレジット会社の補償制度

- ・紛失や盗難、覚えのない利用があれば、警察とクレジット会社にすぐに届けます。クレジット会社は届け出に基づいて、使用者の過失(カードの貸与や暗証番号を教える等)が無いことが確認できたら一定期間以内の不正使用を補償します(規約により補償対象にならない場合もあります。)
- ・金融機関が発行するキャッシュカードの場合は、金融機関から補填を受けられます(要件あり)過失により、減額されたり、受けられない場合があります。

『偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律(偽造・盗難カード預金者保護法)』

### 自分の個人情報を確認するには

個人情報情報機関に登録されている自分の個人情報、開示の請求をして確認することができます。身に覚えがない情報が登録されていた場合や、内容が違う場合は調査依頼を行うことができます。

### クレジットカードの現金化

- ・ショッピング枠を換金する目的で利用することです。一時的に現金を手に入れることはできますが、カードの支払いに追われるため、結局、債務が膨らんでしまいます。
- ・クレジット会社は現金化を認めていません。契約違反になるため退会処分やクレジットカードが利用できなくなることがあります。

### スマホ決済

スマホに決済アプリをインストールし、そのアプリを通して料金を支払うことです。クレジットカードや口座情報と紐づけることにより、商品の購入や公共料金の支払いに使用することもできます。

### キャリア決済

各キャリアのIDや認証番号を使用して、携帯電話料金の支払いと併せてネットショッピングなどの料金を支払うことです。利用限度額の設定ができ、使い過ぎを防止することができます。ただし、支払いを滞納すると通信契約に影響がでる場合があります。